

令和7年度 さがみはら津久井産材の 家づくり事業

市域の約60%を占める豊かな森林を次の世代へ引き継いでいくため、相模原市では、木の良さを知っていただき、また木材を多くの方に利用していただくことを目的として、さがみはら津久井産材の使用量に応じて、住宅を建てた建築主に対して、経費の一部を補助します。

■ 補助の対象となる住宅

相模原市の内外問わず、主要な構造部が木造であって、さがみはら津久井産材を使用した自ら居住する住宅。 ※詳細は、裏面をご覧ください。

受付期間：令和7年4月1日（火）～

※予算上限があるため事前の告知なく受付を終了する場合があります。

※森林環境譲与税

森林の整備及びその促進に関する施策を実施することを目的に、令和元年度から地方自治体に譲与される税のこと。

※さがみはら津久井産材

相模原市内で生産された針葉樹、広葉樹等の木材。丹沢山の北側の寒冷な土地で育ち、年輪の目が詰まり虫食いが少ないと言われています。

◆要件

- ・ 主要な構造部が木造であって、自ら居住する住宅であること。
- ・ 建築主が市税を滞納していないこと。
- ・ 本補助金と目的を同じくする他の補助事業等との補助を併用していないこと。

◆補助対象者

自ら居住するための木造住宅を建築等する者

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に住宅の建築等を完了した人が対象

◆木材使用量

建築基準法に定める主要構造部が木造である住宅であって、5立方メートル以上のさがみはら津久井産材を使用すること。

◆補助対象経費

木造住宅を建築等する場合に要する経費

◆補助金の額

さがみはら津久井産材使用量1立方メートルに対し2万円を乗じた額とする。
ただし、20立方メートル40万円を限度とする。

◆交付を受けた者の義務

木材利用の促進に関する市の施策への協力に努めること。

◆その他

さがみはら津久井産材の証明のため、「さがみはら津久井産材流通確認証」の提出が必要です。事前に工務店等に発行の依頼をしてください。

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/shinrin/1008202/1008207.html>)

【補助金申請の流れ】

工事等の着手 → 工事等の完了 → 補助金等交付申請書兼実績報告書の提出 → 補助金交付決定、額確定の通知 → 補助金交付請求書の提出 → 補助金の交付

※下線部は申請者が行う手続き等です。

🌳 さがみはら津久井産材を“使う”ということ

■神奈川県の水がめである5つのダムを持つ相模原市。森林はその水源を保全するための重要な役割を担っています。市内の森林から生み出される「さがみはら津久井産材」を使用することは、森林や水源を守ることにつながります。

■収益が地域の林業に還元され、「伐って、使って、植える」という樹木のサイクルを通じて、森林の持続可能な経営が行えます。また、地域の経済の振興にもつながります。

■木材は製造時の炭素放出量が少なく、また炭素を貯蔵する性質を持つことから、木材を利用することは、地球温暖化の防止にも貢献します。

ホームページ 相模原市トップページ>暮らし・手続き>環境・住まい>環境>公園・自然>さがみはら森林情報館>さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金>さがみはら津久井産材の家づくり事業への補助

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026504/shinrin/index.html>

書類提出・お問い合わせ先

相模原市環境経済局 経済部 森林政策課

住所 〒252-5172 相模原市緑区中野633

電話 042-780-1401 FAX 042-784-7474

E-mail shinrinseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp



「森の恵み」を次の世代へ